

(ホームページ用)

令和元年 9 月 1 日

お客様各位

亀有信用金庫

お借入完済時における取扱方法の一部変更について

日頃は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、これまで当金庫では、お客様にご利用いただきましたご融資の完済時（契約終了時）には、ご融資の際にお客様からご提出いただきました債権書類（金銭消費貸借証書）等を返却させていただき取扱を行っていましたが、**令和元年 9 月 1 日**より債権書類等の返却に代え、「**ご契約終了のお知らせ**」を発行させていただき取扱に変更させていただきます。

今回の取扱変更は、お客さまへのお借入完済に関するご連絡をより迅速におこなうこと、ならびに、お客様の個人情報管理をより強固なものとし、個人情報等漏えい防止を目的とした取扱方法の変更でありますことを、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、お客様へ返却を行わない債権書類等に関しましては、当金庫にて一定期間の保管を実施したうえで、責任を持って廃棄処分とさせていただき所存ですが、当該債権書類等の返却を希望されるお客さまにおかれましては、お手数をお掛けし恐縮ですが、返済終了日から 3 ヶ月以内に、お取引店の融資担当者まで、ご連絡を賜りますようお願い申し上げます。

また、今回の取扱方法等の変更に関しまして、ご質問またはご不明の点等がございましたら、お取引店へお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

***代理貸付については、本取扱の対象外となります。**

***普通抵当権抹消、担保物預かり等があるお客様は本取扱の対象外となります。**